**様式１－１　　入学予定校での説明会（１～２月実施予定）に提出。**

　令和７年10月１日

三原市立小学校入学予定者の保護者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三原市教育委員会教育長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校給食課）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校教育課）

アレルギー疾患の実態調査について（お願い）

　三原市では、アレルギー疾患のある児童の学校生活をより安心で安全なものとするために、児童のアレルギー疾患について詳しい情報を把握して対応することになりました。そのため、アレルギー疾患の実態調査をしますので、ご協力をお願いします。

　以下の質問に記入の上、三原市立学校の入学説明会に持参してください。

　なお、**学校生活において特に配慮や管理が必要な児童については、｢学校生活管理指導表｣等を医師に記入してもらい、就学予定学校へ令和８年1月末までに提出してください。**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　入学予定者氏名

次の質問について、当てはまるものに☑をつけてください。

１　アレルギー疾患がありますか？

　　□はい　　　　　　　　　　　　　□いいえ

アレルギーの種類（該当欄に○をつけてください）

はいと答えた人のみ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　 | 気管支ぜん息 | 　 | アトピー性皮膚炎 |
| 　 | アレルギー性鼻炎 | 　 | アレルギー性結膜炎 |
| 　 | 食物アレルギー　（　　　　　　　　　　　　　　　　 ） |
| 　 | アナフィラキシー（　　　　　　　　　　　　　　　　 ） |
| 　 | その他　　　　　（　　　　　　　　　　　　　　 　　） |

２　アレルギーに対して、今後、学校生活において（食物アレルギーの場合は、学校給食や修学旅行・調理実習などの学校生活を含みます）特に配慮や管理が必要ですか？

　　□は い※　　　　　　　　　　　□いいえ

 主な配慮内容を記入ください。

 ※｢はい｣に該当する場合は、｢学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）｣等の提出が必要となりますので、医師に記入してもらい、就学予定学校へ**令和８年1月末**までに提出してください。**書類をもとに別途面談があります。**

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）｣等の提出書類は、学校、教育委員会及び就学時健診会場で渡します。（三原市教育委員会ホームページからもダウンロードできます。）

なお、市内医療機関が記載する｢学校生活管理指導表｣及び｢特定食物アレルギー除去食指示書｣の作成に係る費用については、保護者負担となりますのでご了承ください。

食物アレルギーのあるお子様への給食の対応については、裏面をご覧ください。

学校給食における食物アレルギー対応について

食物アレルギーがあり、学校給食における配慮や管理が必要な場合には、｢学校生活管理指導表｣とあわせて｢特定食物アレルギー除去食指示書｣の提出をお願いします。

症状の出現による診察及び診断に必要な検査料・｢学校生活管理指導表｣及び｢特定食物アレルギー除去食指示書｣の記入に係る費用については、保護者負担です。

１　学校給食における食物アレルギー対応は、原則として次のとおりです。

〔食物アレルギーの学校給食における対応〕

1. 除去食を提供する
2. 教室の配膳時に除去する（単品で提供されるものに限る）　※果物など
3. 献立によって代わりのもの（主食、副食等）を持参する　　一部弁当対応や完全弁当対応
4. 学校給食での対応は、家庭での対応レベルを超えて行わない

２　食物アレルギーの学校給食における対象者の決定基準及び具体的な対応については、次の①～③のとおりです。

　〔食物アレルギーの学校給食対象者の決定基準〕

1. 医師の診断書により食物アレルギーと診断されていること。（学校生活管理指導表の提出）
2. 食物アレルギーの起因となる食材（アレルゲン）が特定されており医師から食事療法を指示されていること。（特定食物アレルギー除去食指示書の提出）
3. 家庭でもアレルゲン除去を行うなど食事療法を行っていること。

（留意点）

・｢学校生活管理指導表｣や｢特定食物アレルギー除去食指示書｣を提出していただいても、学校給食において、アレルギー要因についてすべて除去する等の対応は困難な状況です。そのため、具体的な取組プランについては、各学校で保護者の方と協議のうえ決定します。

・取組プランが決定するまでは、食物アレルギー対応食は実施しません。通常給食で自己管理をするか又は弁当を持参してください。

・｢学校生活管理指導表｣や｢特定食物アレルギー除去食指示書｣は、食物アレルギー対応を希望される場合、年度ごとの提出が必要となります。

・学校給食での食物アレルギー対応がすべて不要となった場合は、原則｢食物アレルギー対応食中止届｣に｢学校生活管理指導表」を添えて学校に提出してください。また、年度途中で食物アレルギー対応の変更が必要となった場合は、｢学校生活管理指導表｣と｢特定食物アレルギー除去食指示書｣を添えて学校に提出してください。

・学校給食では、生で食用する野菜類・果物類等を除き、加熱処理したものを提供します。

・日本そばは学校給食では提供しませんが、そば粉を使った商品を製造している業者からの商品を使用する場合があります。

【　問い合わせ先　三原市教育委員会　教育部　学校給食課　0848-68-0149　】